

文部科学省所管独立行政法人の見直し当初案整理表等

- 日本原子力研究開発機構

見直し当初案整理表 P. 1

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ... P. 36

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人日本原子力研究開発機構			府省名	文部科学省	
沿革		<p>昭和 31 年 6 月日本原子力研究所設立、同年 8 月原子燃料公社設立。 昭和 60 年 3 月に日本原子力研究所は日本原子力船研究開発事業団を統合。 また、昭和 42 年 10 月に原子燃料公社を母体とした動力炉・核燃料開発事業団が発足。その後、平成 10 年 10 月に動力炉・核燃料開発事業団を改組し、核燃料サイクル開発機構が発足。 平成 17 年 10 月に日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を統合し、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が発足。</p>					
中期目標期間		第 1 期：平成 17 年 10 月～22 年 3 月		第 2 期：平成 22 年度～26 年度		第 3 期：平成 27 年度～調整中	
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) <small>※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。</small>		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		11 人 (2 人)	11 人 (2 人)	0 人 (0 人)	4647 人		833 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	74,524	77,588	63,901	72,662	81,782	*
	特別会計	106,460	103,914	105,921	103,363	101,149	*
	計	180,984	181,503	169,822	176,025	182,931	*
	うち運営費交付金	167,937	160,411	149,025	146,835	144,132	*
	うち施設整備費等補助金	5,939	8,791	6,987	5,173	6,859	*
	うちその他の補助金等	7,108	12,301	13,809	24,017	31,940	*
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	*
支出予算額の推移 (単位：百万円)		216,186	225,677	226,654	319,999	342,617	*
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		17,606	20,204	21,768	23,211		
発生要因		<p>原子力機構における利益剰余金（232 億円）の大部分は原子力機構法第 21 条第 5 項の既定に基づき将来の埋設処分業務に充てるために計上した積立金（206 億円）である。 このほかの 26 億円は、補助金等を財源とした貯蔵品などは購入年度と使用年度が異なる場合には一時的に収益が先行する仕組みのために利益剰余金として計上されているものであるが、今後、事業等の進展に伴い費用処理がされ、利益剰余金が減じていくこととなる。</p>					
見直し内容		<p>以上のとおり会計基準や法令等にしがたって適正に処理した結果発生した利益剰余金であり、法人運営上で問題等があったものではないことから引き続き適正な処理を続けていく。注）括弧内は平成 25 年度末の額</p>					

運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	17,219	12,210	14,516	10,326		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	192,402	212,740	197,869	171,491	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額	<p>「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」(平成25年8月文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部)(以下「改革の基本的方向」という。)を受け、原子力機構が自ら策定した「日本原子力研究開発機構の改革計画」(平成25年9月日本原子力研究開発機構)(以下「改革計画」という。)において、事業の合理化を図ることとしており、事業の分離・移管、施設の廃止等について検討しているところ。</p> <p>一方、施設等の廃止措置に当たっては、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが新たに発生することとなるため、慎重な検討が必要である。</p>					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成25年度実績)	<p>中期目標期間中は、平成22年度、23年度はA評価であったが、平成24年度については、もんじゅの保守管理上の不備からC評価となった。その後、「改革計画」に基づき、理事長直轄のもと、安全を最優先とし、原子力機構のミッションを達成する「強い経営」に取り組んでいることが評価され、今後の「改革計画」の着実な推進への期待から、平成25年度実績評価においては、B評価となっている。</p> <p><経費の合理化・効率化> (目標)一般管理費(公租公課を除く。)について、平成21年度(2009年度)に比べ中期目標期間中に、その15%以上を削減する。 (実績)平成25年度で対平成21年度比約13.1%を削減した。引き続き、中期目標達成に向け業務運営の効率化を進めている。</p> <p>(目標)その他の事業費(外部資金で実施する事業、新規に追加される業務、拡充業務及び埋設処分業務勘定への繰入は除く。)について、平成21年度(2009年度)に比べ中期目標期間中に、その5%以上を削減する。 (実績)平成25年度で目標値を上回る平成21年度比約20.0%の削減を達成した。</p> <p>(目標)青山分室については廃止に向けて検討を行うとともに、近接している東海分室と阿漕ヶ浦分室については、中期目標期間内に売却を含めてその在り方について抜本的に見直す。 (実績)青山分室は平成23年度末に廃止した。また、東海分室及び阿漕ヶ浦分室については、阿漕ヶ浦分室を廃止し、東海分室に集約化を図った。また、上記に加えて、上斎原分室は平成24年度末に廃止し、土岐分室は平成23年度から、楢川分室、下北分室は平成24年度から宿舎に転用した。</p> <p><人件費の合理化・効率化> (目標)人件費については、平成22年度(2010年度)までに平成17年度(2005年度)の人件費と比較し、5%以上削減する。</p>					

	<p>(実績) 平成 22 年度で目標値を上回る平成 17 年度比約 5.6%の削減を達成した。</p> <p><契約の適正化></p> <p>(目標) 国等による大型公募事業の継続を前提とした上で、平成 26 年度(2014 年度)の自己収入額(売電収入を除く。)を平成 20 年度(2008 年度)実績額の 3%増とし、平成 22 年度(2010 年度)から平成 26 年度(2014 年度)の 5 年間の自己収入額を合計 1,021 億円とすることを目指す。</p> <p>(実績) 平成 25 年度の自己収入総額は 267 億円(合計目標額の約 26%に相当)である。平成 22 年度以降 4 年間の累積獲得額は 946 億円となり、これは 5 年間の目標額の約 93%に相当する。中期目標達成に向け順調に進捗している。</p>
<p>中期目標の達成状況 (国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項)(平成 25 年度実績)</p>	<p>中期目標期間中は、平成 22 年度、23 年度は A 評価であったが、平成 24 年度は「もんじゅ」の保守管理の不備等の重大性に鑑み、他の研究開発で優れた成果を挙げている分野があるものの B 評価となり、平成 25 年度は、理事長を中心に抜本的な改革が進められていることは評価できるものの、引き続き改革に取り組むことを期待することから、B 評価とされた。</p> <p><高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発></p> <p>(目標) これまでの研究開発で明らかとなった深地層環境の深度(瑞浪:地下 500m 程度、幌延:地下 350m 程度)まで坑道を掘削しながら調査研究を実施し、得られる地質環境データに基づき、調査技術やモデル化手法の妥当性評価及び深地層における工学技術の適用性確認を行う。</p> <p>(実績) 瑞浪においては地下 500m まで、幌延においては地下 350m まで、それぞれ水平坑道を展開して調査技術やモデル化手法の妥当性評価等の研究開発を実施し、中期目標達成に向け順調に進捗している。</p> <p><産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動></p> <p>(目標) 研究開発成果を広く普及し活用促進を図るため、査読付論文を中期目標期間中に年平均 950 編以上公開し、その情報等を積極的に発信する。</p> <p>(実績) 公開した研究開発成果は、学術誌への査読付き論文について、平成 22 年度 1,129 編、平成 23 年度 1,181 編、平成 24 年度 1,276 編、平成 25 年度 1,360 編であった。現時点では、毎年目標を上回っており、中期目標達成に向け順調に進捗している。</p> <p>(目標) 成果報告会等を年平均 20 回以上開催し直接対話による成果の普及に努める。</p> <p>(実績) 研究開発成果の総括として各種成果報告会を平成 22 年度 71 回、平成 23 年度 70 回、平成 24 年度 90 回、平成 25 年度 48 回開催した。毎年目標を上回り、中期目標達成に向け順調に進捗している。</p> <p><原子力に関する情報の収集、分析及び提供></p>

	<p>(目標) 研究者・技術者が集まる学会等の場で INIS 説明会を年間 4 回以上実施し、INIS データベースの国内利用を促進する。</p> <p>(実績) INIS 説明会を平成 22 年度 5 回、平成 23 年度 6 回、平成 24 年度 7 回、平成 25 年度 4 回行い、INIS データベースの国内利用の促進を図った。中期目標達成に向け順調に進捗している。</p> <p><社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組></p> <p>(目標) 対話集会、モニター制度等を年平均 50 回以上継続する。</p> <p>(実績) 対話集会等を平成 22 年度 63 回、平成 23 年度 61 回、平成 24 年度 82 回、平成 25 年度 119 回実施した。中期目標達成に向け順調に進捗している。</p>
<p>中期目標の達成状況 (財務内容の改善に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<p>中期目標期間中は、毎年度全体評価は A 評価であった。</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構				府省名	文部科学省
事務及び事業名	1. 福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>我が国唯一の総合的な原子力研究開発機関として、人的資源や研究施設を最大限活用しながら、福島第一原子力発電所事故への対処に係る以下の研究開発を実施している。</p> <p>(1) 廃止措置等に向けた研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに示される使用済燃料プール燃料取り出し、燃料デブリ取り出し準備及び放射性廃棄物の処理・処分、遠隔操作技術に関する基盤的な研究開発を進める。 <p>(2) 環境汚染への対処に係る研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故由来放射性物質による環境汚染への対処に係る課題解決に取り組み、復興の取組が加速されるよう貢献する。 ・除去土壌等の量の抑制のための技術や、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌の減容化のための技術の開発・評価、高線量地域に設定したモデル地区における除染の実証試験、環境修復の効果を評価する技術や数理的手法の研究を進める。 ・環境汚染への対処に係る新規技術、材料等の研究開発においては、媒体による放射性物質の吸脱着過程の解明に係る研究を行うとともに、放射性物質の捕集材開発及び環境中での放射性物質の移行評価手法の開発を行う。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (要求)
	支出予算額	0	7,273	11,533	11,596	*
	国からの財政支出額	0	7,273	11,533	11,596	*
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	-	112 人	158 人	183 人	-
	非常勤	-	15 人	10 人	11 人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>◎福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発</p> <p>第三期中期目標期間においては、これまでの取組を着実に進めるとともに、廃炉事業に向けた研究拠点の整備とそれによる廃炉に向けた研究開発を加速する。</p> <p>○廃止措置等に向けた研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モックアップ試験施設の運用を開始するとともに、放射性物質分析・研究施設の設計・建設を行い、中長期ロードマップに基づく研究開発を着実に進めることはもとより、事故進展理解のための研究開発など、福島第一原子力発電所の廃止措置等の円滑な実施に貢献する基盤的な研究を本格化する。 <p>○環境汚染への対処に係る研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故直後の緊急的な対応から、住民の帰還や安全・安心の希求に応える研究開発への移行を念頭に、環境動態 					

	に係る包括的評価システムの完成、環境モニタリング・マッピング技術の開発と民間移転、将来の処分を踏まえた合理的な中間貯蔵に寄与する除染等で発生する廃棄物の再利用・減容技術の開発を行う。
上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定）においては、福島再生・復興に向けた取組が明記されているところであり、また、福島第一原子力発電所の廃炉は、長い時間を要し、腰を据えた取組が必要である。汚染水処理対策、使用済燃料プールからの燃料の取り出し、燃料デブリの取り出し、貯蔵施設の確保と厳格な保管など、技術的に多くの困難が伴う取組であるが、官民を挙げて、かつ、世界の叡智を集め、一步一步着実に進めていかなければならない。 ・「福島復興再生基本方針」（平成 24 年 7 月復興庁）においても、環境汚染への対処については、「独立行政法人日本原子力研究開発機構において、除染に活用するために必要な範囲内及び期間内で、放射性物質による環境の汚染を除去し、環境を回復させるための調査及び研究開発を行うとともに、その普及を図る。」こととされている。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	廃止措置等に向けた研究開発及び環境汚染への対処に係る研究開発等を推進することで、廃炉の加速及び環境回復に貢献することにより、福島の復興、避難住民の早期帰還を図ることができる。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構			府省名	文部科学省	
事務及び事業名	(2. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発) (1) 高速増殖炉サイクル技術の確立に向けた研究開発					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>安全性、経済性、環境適合性、資源利用効率及び核拡散抵抗性に係る性能目標を達成できる高速増殖炉サイクル技術の確立に向けて以下の研究開発を実施している。</p> <p>1) 高速増殖原型炉「もんじゅ」における研究開発 ・「もんじゅ」は「発電プラントとしての信頼性実証」及び「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目的を達成することに向け、安全確保を大前提に、性能試験の実施を目指し、必要な取組を行う。</p> <p>2) 高速増殖炉サイクル実用化研究開発 ・高速増殖実用炉と実証炉の概念設計及び関連する燃料サイクルを含めた実用化までの研究開発計画を提示することを目指し、そのために必要な研究開発を行う。</p> <p>3) プロジェクトマネジメントの強化 ・プロジェクトリーダーのリーダーシップの下、プロジェクト全体を俯瞰して、柔軟かつ戦略的にマネジメントを行う体制を構築し、プロジェクト全体が遅延することなく着実に進むよう進捗管理を行う。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	40,222	30,031	28,903	29,953	*
	国からの財政支出額	40,221	30,030	28,902	29,952	*
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	786人	771人	705人	747人	-
	非常勤	68人	75人	91人	91人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>◎核燃料サイクルの研究開発 第三期中期目標期間においては、「もんじゅ研究計画」に基づく研究開発を着実に推進するとともに、高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発等に取り組む。</p> <p>○「もんじゅ」の研究開発 ・「もんじゅ」については、運営管理体制の再構築や新規基準への対応など、克服しなければならない課題について十分な対応を進める等、再稼働に向けた取組を進め、「もんじゅ研究計画」(平成25年9月 科学技術・学術審議会 原子力科学技術委員会 もんじゅ研究計画作業部会)に示された成果のとりまとめを目指す。</p> <p>○高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発 ・高速炉の実証技術の確立に向けて、米国や仏国等との国際協力、廃棄物減容・有害度低減、安全性強化等に取り組む。</p>					

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>・「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定）において、原子力の利用においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然のこととされ、高速炉については、米国や仏国等と国際協力を進めつつ、放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発に取り組むとともに、「もんじゅ」については、「もんじゅ研究計画」に示された研究の成果を取りまとめることを目指した取組を進めることとされている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>高速炉サイクル技術は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から重要であり、将来の原子力政策における技術の有効なオプションとなり得る等、研究開発成果の幅広い社会還元が見込まれる。</p>

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	府省名	文部科学省
事務及び事業名	<p>(2. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発)</p> <p>(3)核融合エネルギーを取り出す技術システムの研究開発</p> <p>3. 量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発</p>		
<p>事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)</p>	<p>(2. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発)</p> <p>(3)核融合エネルギーを取り出す技術システムの研究開発</p> <p>原子力委員会が定めた第三段階核融合研究開発基本計画に基づき、核融合研究開発を総合的に推進し、核融合エネルギーの実用化に貢献するため、核融合エネルギーを取り出す技術システムに関する以下の研究開発を実施している。</p> <p>1)国際熱核融合実験炉（ITER）計画及び幅広いアプローチ（BA）活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的に合意した事業計画に基づき、ITER 建設活動及び BA 活動を国内機関及び実施機関として着実に履行し、その責務を果たす。 <p>2)炉心プラズマ研究開発及び核融合工学研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際約束履行に不可欠な国内計画（トカマク国内重点化装置計画や増殖ブランケット開発等）を含めた炉心プラズマ及び核融合工学の研究開発を実施し、BA 活動と連携して ITER 計画を支援・補完するとともに、原型炉建設の基盤構築に貢献する。 <p>3. 量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発</p> <p>量子ビームの高品位化、利用の高度化を進めるとともに、量子ビームの優れた機能を総合的に活用し、様々な分野における革新的成果の創出に貢献する基盤技術として量子ビームサイエンス・テクノロジーの研究開発を推進することにより、科学技術・学術の発展、新分野の開拓と産業の振興に資する。</p> <p>(1)多様な量子ビーム施設・設備の整備とビーム技術の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J-PARC のリニアックのエネルギー増強に向けた加速器機器等の高度化を行うとともに、中性子検出器等の高感度・高精度化に向けた基幹技術開発及び多次元データの同期収集・処理の高度化を進める。 ・研究炉 JRR-3 では、J-PARC で実現不可能な連続冷中性子ビームを研究ニーズに応じて高強度化する。 ・荷電粒子・RI 利用研究に資するため、イオン照射研究施設（TIARA）等の加速器・ビーム技術の開発等を行う。 ・光量子・放射光の利用技術開発では、次世代型レーザー技術、極短パルス X 線発生技術、X 線レーザーによる物質構造観測手法等を開発する。 <p>(2)量子ビームを応用した先端的な研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・エネルギー分野へ貢献する量子ビームの高度化を行う。 ・物質・材料の創製に向けた量子ビームの高度化を行う。 ・生命科学・先進医療・バイオ技術分野を切り拓く量子ビームの高度化を行う。 		

事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額		23,047	17,534	23,897	34,834
国からの財政支出額		22,800	17,288	23,675	29,313	*
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	911人	902人	856人	855人	-
	非常勤	141人	172人	182人	192人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>◎核融合研究開発及び量子ビーム応用研究</p> <p>核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部については、分離・移管を含め検討しているが、他の法人へ業務移管が完了するまでは第三期中期目標期間において、原子力機構にて引き続き以下の取組を着実に実施する。</p> <p>○核融合エネルギーを取り出す技術システムの研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITER計画/幅広いアプローチ(BA)活動の円滑な実施。 ・国際的に合意した事業計画に基づき、我が国の貢献分の機器製作や設備整備等を着実に実施。 ・BA活動で整備した六ヶ所核融合研究所の施設やJT-60SAを活用した核融合研究開発も着実に推進。 <p>○量子ビーム応用研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術・学術全体の発展、科学技術イノベーション創出、産業振興等への貢献等の観点から量子ビーム応用研究を引き続き着実に実施する。 <p>なお、研究開発成果の展開先が飛躍的に広がり、産業振興にも大きく貢献することが期待されることから、業務の分離・移管に当たっては、個々の施設の状況を十分に踏まえた上で適切な機関に移管することを検討する。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>当該事項は、「改革の基本的方向」において、原子力機構の社会的使命を再認識した上での事業の合理化及び事業の効率的・効果的な推進の観点から、原子力機構の業務からの切り離しも含め検討すべき業務としてあげられている。</p> <p>一方、「核融合研究開発」及び「量子ビーム応用研究」に係る業務は以下の観点から引き続き推進する必要がある。分離・移管を実施する部分も含め、分離・移管が完了するまでは原子力機構において推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定)において、国際協力が進められているITER計画や幅広いアプローチ活動を始めとする核融合を長期的視野にたって着実に推進することとされている。 ・「核融合原型炉開発のための技術基盤構築の進め方について(第6期作業部会報告書)」(平成25年1月科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会 核融合研究作業部会)において、改めて原型炉開発のための技術基盤構築に向けた具体的な道筋を整理し、ITER計画・BA活動をはじめとする大型プロジェクト及び関連する開発研究とそれ以外の学術研究・基盤研究を統合する戦略を構築することが必要となっているとされている。 ・「光・量子科学技術」は、先端計測及び解析技術等の発展につながるとともに、複数領域に横断的に活用することが可能な科学技術として第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定)において位置づけられており、 					

	<p>また、放射線防護などを中心に福島第一原発事故対応にも貢献していることから、分離・移管の完了までは原子力機構において引き続き、着実に推進することが必要。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全日本体制の構築及び BA 活動のインフラストラクチャの有効活用・拡充によりさらなる効率的・効果的な事業の推進を行い、早期の研究成果の社会還元が見込まれる。 ・ 第一期、第二期中期計画における量子ビーム部門の顕著な効果の一つは、量子ビーム応用研究分野における多様なビームの複合的・相補的利用の促進（量子ビームプラットフォームの構築）であり、これにより科学技術イノベーションへ大きく貢献し、多くの成果を創出することができた。この実績を踏まえ、引き続き、量子ビームプラットフォームの更なる維持・強化に努めることが必要である。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	府省名	文部科学省			
事務及び事業名	4. エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤を形成するために以下の研究開発を実施している。</p> <p>(1) 高温ガス炉とこれによる水素製造技術の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力エネルギー利用の多様化として、温室効果ガスを排出しない熱源として水素製造等における熱需要に応えることができるように、高温ガス炉高性能化技術及び水の熱分解による革新的水素製造技術の研究開発を行う。 <p>(2) 原子力基礎工学研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の原子力研究開発の科学技術基盤を維持・強化し、新たな原子力利用技術を創出するため、産学官連携の研究ネットワークを形成するなどして、産業界等のニーズを踏まえつつ、適切に研究開発を進める。 <p>(3) 先端原子力科学研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の科学技術の競争力向上に資するために原子力科学の萌芽となる未踏分野の開拓を進め、既存の知識の枠を超えた新たな知見を獲得する。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	7,198	5,295	2,886	3,568	*
	国からの財政支出額	7,187	5,283	2,874	3,555	*
事務及び事業に係る職員数 (毎年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	396人	385人	357人	362人	-
	非常勤	61人	72人	78人	83人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>◎原子力の基礎基盤研究の推進とそれを支える人材の育成</p> <p>第三期中期目標期間においては、特に高温ガス炉研究開発や加速器を用いた放射性廃棄物減容化研究開発等を強化する。また、原子力機構の基盤施設の戦略的強化と、その供用、産業界に対する技術的なサポートを推進するとともに、人材育成を進める。</p> <p>○我が国の原子力開発基盤（基礎的知見・技術、人材、インフラ）の継続的維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の大学や産業界が基盤的な研究開発を担えなくなっている状況を踏まえ、人材育成やホット施設等の原子力基盤施設及び基盤技術の維持・強化において原子力機構に期待される役割に対応できるよう、戦略的に取り組む。 さらに、産学等に対するこれら研究施設の供用や産業界に対する技術サポートを図る。 後述の先端的な取組を通して、新しい技術と優秀な人材を供給し、原子力基盤の強化に貢献。 <p>○革新的な原子力利用技術の創出に資する研究開発を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 加速器を用いた放射性廃棄物の減容化・有害度低減に資する分離変換技術の開発について、高速炉サイクルでの取組と連携して一体的に実施。 					

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温工学試験研究炉（HTTR）を用いて高温ガス炉の本質的安全性の確証試験を実施するとともに、水素製造を含めた原子力熱利用の研究開発等を進める。 ・ 先端原子力科学研究については、原子力科学の発展に先鞭をつける研究、並びに科学技術・学術全体の発展、科学技術イノベーション創出、産業振興等への貢献を目指した研究を推進する。
上記措置を講ずる理由	<p>○「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月閣議決定）、及び「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定）において、高温ガス炉など、安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発を国際協力の下で推進するとともに、またこれらの人材育成を行うこととされている。</p> <p>○「改革の基本的方向」において、「原子力の基礎基盤研究の推進とそれを支える人材の育成」が重点的に実施すべき業務のひとつとされている。</p>
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	<p>細分化傾向にあった研究開発テーマを原子力科学研究として大きくりに集約・再設定することで、基礎から応用までの研究開発活動をより効率的効果的に実施することができ、研究開発成果の社会還元を加速することが可能となる。さらに、これら先端的な原子力科学研究を通して、我が国の原子力人材の育成にも資する。</p>

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構			府省名	文部科学省	
事務及び事業名	5. 原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するため以下の活動を実施している。</p> <p>(1) 安全研究とその成果の活用による原子力安全規制行政に対する技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽水炉発電の長期利用に備えた研究を行う。重点安全研究計画(第2期)(平成21年8月3日原子力安全委員会決定)等に沿って安全研究や必要な措置を行い、中立的な立場から指針類や安全基準の整備等に貢献する。 <p>(2) 原子力防災等に対する技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法、武力攻撃事態対処法に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時等における人的・技術的支援等を行う。 <p>(3) 核不拡散政策に関する支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関の要請に基づき、核不拡散に係る国際動向に対応し、技術的知見に基づく政策的研究等を行う。 ・ 原子力事業者として将来の保障措置や核拡散抵抗性向上に資する基盤技術開発等を行う。 ・ 包括的核実験禁止条約(CTBT)に係る検証技術開発等を継続する。 ・ 核不拡散、核セキュリティ分野において、技術開発を行うとともに、国際原子力機関(IAEA)や米国等との協力の下、アジアを中心とした原子力新興国等に対する人材育成支援等を行う。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位: 百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	2,862	2,753	2,594	1,812	*
	国からの財政支出額	2,862	2,753	2,594	1,812	*
事務及び事業に係る職員数 (毎年1月1日現在。ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	253人	241人	274人	273人	-
	非常勤	40人	40人	41人	42人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>◎原子力の安全に関する取組と核不拡散・核セキュリティに資する活動</p> <p>第三期中期目標期間においては、特に東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえたシビアアクシデント対策を強化する。</p> <p>○原子力安全規制行政への技術的支援及びそのための安全研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原子力規制委員会における安全研究の推進について」等を踏まえ、原子力安全分野(核セキュリティ分野を含む)の基盤的知見の取得や人材育成・確保を含め、原子力安全規制行政の技術的支援及びそのための安全研究を強化する。 <p>○原子力防災等への技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を活かした新たな原子力防災対応の実効性の向上、原発立地道府県に加えて国内広範囲にわたる原子力防災関係要員の人材育成を支援し、原子力規制委員会等の原子力防災体制等の基盤強化に貢献する。 					

	<p>○自らの原子力の安全性向上のための研究開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な原子力施設等の安全性向上への支援や原子力機構自らの安全性向上のための研究を着実に進める。 <p>○核不拡散・核セキュリティに資する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者としての将来の保障措置や核拡散抵抗性向上に資する基盤技術開発を着実に進める。 ・核不拡散・核セキュリティ分野の技術開発及びアジアを中心とした原子力新興国等に対する人材育成支援等を国際協力の下、着実に進める。
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>○「原子力規制委員会における安全研究の推進について」（平成 25 年 9 月原子力規制委員会）に基づき、原子力安全規制等における課題に対応するための安全研究を推進する。</p> <p>○「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定）において、以下の通り政策の方向性が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進める。 ・原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先させるといふ安全文化の醸成に取り組む必要がある。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、そのリスクを最小限にするため、万全の対策を尽くす。原子力災害対策指針の策定や防災体制の整備に加え、関係省庁を挙げて、引き続き関係自治体の地域防災計画・避難計画の充実化を支援し、災害対策の強化を図っていく。 ・核セキュリティ・サミットの開催や核物質防護条約の改正の採択など国際的な動向を踏まえつつ、核不拡散や核セキュリティ強化に必要となる措置やそのための研究を進める。
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに、原子力規制委員会が主務大臣等となったこと等を踏まえ、原子力安全規制行政等の技術的支援及びそのための安全研究への取組を強化し、また、これらを原子力施設の管理組織から区分独立させた 1 つの部門で実施すること等により実効性、中立性及び透明性を高めることとしており、このような取組を通じて、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資する。 ・原子力事業者が自主的に不断に安全を追求する事業体制を構築することで、原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立に資する。

※なお、「5. 原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動」については、原子力規制庁により、中期目標の事務及び事業名レベルで「原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究」を独立して記載すべきとの意見が出されているため、同庁との調整により、上記の「事務及び事業の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）」、「上記措置を講ずる理由」、「行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）」が以下の通り 2 つに分離される案となることがあり得る。

<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>◎原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究 第三期中期目標期間においては、特に東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえたシビアアクシデント対策を強化する。</p> <p>(1)原子力安全規制行政への技術的支援及びそのための安全研究 ・「原子力規制委員会における安全研究の推進について」等を踏まえ、原子力安全分野（核セキュリティ分野を含む）の基盤的知見の取得や人材育成・確保を含め、原子力安全規制行政の技術的支援及びそのための安全研究を強化する。</p> <p>(2)原子力防災等への技術的支援 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を活かした新たな原子力防災対応の実効性の向上、原発立地道府県に加えて国内広範囲にわたる原子力防災関係要員の人材育成を支援し、原子力規制委員会等の原子力防災体制等の基盤強化に貢献する。</p> <p>(3)原子力安全規制行政等への技術的支援の業務の実効性、中立性及び透明性の確保 ・原子力安全規制行政等への技術的支援に係る業務を行うための組織を原子力施設の管理組織から区分するとともに、外部有識者からなる審議会を設置し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保するための方策の妥当性やその実施状況について審議を受けるとともに、同審議会の意見を尊重して業務を実施する。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>○平成24年9月に原子力規制委員会が設置されたこと、平成25年4月に改正原子力研究開発機構法が施行され、新たに原子力規制委員会が主務大臣等となったこと等から、独立行政法人日本原子力研究開発機構においても、原子力安全規制行政の技術的支援業務等並びにそれらの実効性、透明性及び中立性を強化する必要がある。これらの実効性、透明性及び中立性を明確化するためにも、中期目標の事務及び事業名レベルで「原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究」を独立させる必要がある。</p> <p>○「原子力規制委員会における安全研究の推進について」（平成25年9月原子力規制委員会）に基づき、原子力安全規制等における課題に対応するための安全研究を推進する。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>新たに、原子力規制委員会が主務大臣等となったこと等を踏まえ、原子力安全規制行政等の技術的支援及びそのための安全研究への取組みを強化し、また、これらを原子力施設の管理組織から区分独立させた1つの部門で実施すること等により実効性、中立性及び透明性を高めることとしており、このような取り組みを通じて、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資する。</p>
<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>◎自らの原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資する活動 ○自らの原子力の安全性向上のための研究開発等 ・自主的な原子力施設等の安全性向上への支援や原子力機構自らの安全性向上のための研究を着実に進める。</p>

	<p>○核不拡散・核セキュリティに資する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者としての将来の保障措置や核拡散抵抗性向上に資する基盤技術開発を着実に進める。 ・核不拡散・核セキュリティ分野の技術開発及びアジアを中心とした原子力新興国等に対する人材育成支援等を国際協力の下、着実に進める。
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>○「エネルギー基本計画」において、以下の通り政策の方向性が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進める。 ・原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先させるという安全文化の醸成に取り組む必要がある。
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者が自主的に不断に安全を追求する事業体制を再確認することで、原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の構築に資する。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	府省名	文部科学省
<p align="center">事務及び事業名</p>	<p>(2. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発) (2) 高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発 (4. エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成) ○核燃料物質の再処理技術の研究開発 6. 自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発 7. 放射性廃棄物の埋設処分</p>		
<p align="center">事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)</p>	<p>(2. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発) (2) 高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発 実施主体である原子力発電環境整備機構による処分事業と国による安全規制の両面を支える技術基盤を整備していくため、処分場の設計や安全評価に活用できる実用的なデータベース・解析ツールの整備を通じた地層処分研究開発や、深地層の科学的研究等を実施している。</p> <p>4. エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成 ○核燃料物質の再処理に関する技術開発 軽水炉における燃料の多様化に対応した再処理技術及び高レベル放射性廃液のガラス固化技術の高度化を図るため、以下の技術開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期ガラス溶融炉の設計に資するための白金族元素の挙動等に係るデータを取得し評価する。 ・「ふげん」MOX 燃料等を用いた再処理試験を行い、溶解特性や不溶解残渣に係るデータを取得し、軽水炉ウラン使用済燃料と比較評価する。 ・燃焼度の高い軽水炉ウラン使用済燃料の再処理試験を行い、ガラス溶融炉に与える影響等に係るデータを取得し評価する。 <p>6. 自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄物の圧縮・焼却、液体廃棄物の固化等の減容、安定化、廃棄体処理及び廃棄物の保管管理を計画的に行う。 ・使命を終えた施設及び劣化等により廃止する施設は、廃止を含む整理・合理化のために必要な措置を着実に実施する。 ・ふげんの解体技術開発では、原子炉本体の切断工法を選定するとともに、その解体手順を作成する。 ・廃棄物管理システムの整備、簡易・迅速評価を行う廃棄体確認技術の開発、廃棄体処理技術の開発等を進める。 <p>7. 放射性廃棄物の埋設処分</p>		

	<p>廃棄物の処理及び保管管理を計画的に行うとともに、使命を終えた施設等については、廃止を含む整理・合理化のために必要な措置等を着実に実施するとともに、放射性廃棄物の埋設処分に必要な計画や立地基準の策定等を行う。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	39,515	32,438	31,765	29,293	*
	国からの財政支出額	34,090	27,537	27,237	24,419	*
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	917人	896人	797人	799人	-
	非常勤	123人	121人	123人	127人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>◎放射性廃棄物処理・処分技術開発</p> <p>第三期中期目標期間においても、原子力機構として着実に実施する取組として、以下の取組を進める。また、バックエンド対策については、これまで異なる部門で行われていた体制を見直し、全体を俯瞰した一元的な推進体制とする。</p> <p>○高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革の一環として検討している研究内容の合理化や今後深地層の研究施設で行うべき「必須の研究課題」の明確化を図り次期中期計画に反映させる。 <p>○自らの原子力施設の廃止措置および放射性廃棄物の処理処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置技術及び放射性廃棄物処理技術の課題解決とコスト低減を目指した技術開発に重点化する。 ・今後の在り方を検討する施設、廃止措置に移行する施設の計画に関する検討結果を次期中期計画に反映する。 <p>○放射性廃棄物の埋設処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設処分事業の具体化を着実に進める。 <p>○核燃料物質の再処理に関する技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革の一環として検討している核燃料物質の再処理に関する技術開発の計画については、次期中期計画に反映させる。 					
上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「改革の基本的方向」を踏まえ、原子力機構が着実に実施する取組として進める。また、原子力機構の組織再編において、これまで異なる研究拠点、事業所等で推進されていた業務をバックエンド部門に集約し、一体的なマネジメント体制の下で実施する。 ・「今後の原子力研究開発の在り方について(見解)」(平成24年12月 原子力委員会)にて、「大型構造物の除染技術、放射性廃棄物の減容技術や管理技術等に革新技術が導入されることが予想される。また、通常の軽水炉の廃止措置活動の高度化に向けてこうした技術進歩を取り入れていくことも検討すべきである。なお、このような取組は核燃料サイクル施設の廃止措置に関しても重要である。」とあり、技術開発への取組の重要性が指摘されている。あわせて、「放射性廃棄物の処理・処分は、安全で合理的に実施することを原則としており、すでに発生 					

	<p>している廃棄物、そして今後発生する廃棄物の両者について、日本原子力研究開発機構は、この事業を着実かつ確実に進めていく必要がある」とあり、処理処分の重要性が記載されている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>放射性廃棄物処理処分技術の研究開発や自らの原子力施設の廃止措置等は原子力機構として引き続き推進すべき業務であり、国民の原子力政策全般に対する安全・安心につながる。 バックエンド対策として全体を俯瞰した推進体制とするため、研究成果の早期の社会還元が見込まれる。また、埋設事業については、処分場が操業を開始し、外部からの廃棄物受け入れを開始すれば、自己収入が見込まれる。</p>

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構			府省名	文部科学省	
事務及び事業名	8. 産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するため以下の活動を実施している。</p> <p>(1) 研究開発成果の普及とその活用の促進 (2) 民間事業者の核燃料サイクル事業への支援 (3) 施設・設備の供用の促進 (4) 特定先端大型研究施設の共用の促進 (5) 原子力分野の人材育成 (6) 原子力に関する情報の収集、分析及び提供 (7) 産学官の連携による研究開発の推進 (8) 国際協力の推進 (9) 立地地域の産業界等との技術 (10) 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	15,879	22,334	20,514	21,081	*
	国からの財政支出額	15,817	22,278	20,464	21,008	*
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在。ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	271人	283人	299人	297人	-
	非常勤	32人	36人	44人	40人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>第三期中期目標期間においても、引き続き以下の取組を着実に実施する。</p> <p>(1) 研究開発成果の普及とその活用の促進 (2) 民間事業者の核燃料サイクル事業への支援 (3) 施設・設備の供用の促進 (4) 特定先端大型研究施設の共用の促進 (5) 原子力分野の人材育成 (6) 原子力に関する情報の収集、分析及び提供 (7) 産学官の連携による研究開発の推進 (8) 国際協力の推進 (9) 立地地域の産業界等との技術 (10) 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組</p>					

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定）においては、国民各層とのコミュニケーションとエネルギーに関する理解の深化や総合的なエネルギー国際協力の展開などの必要性が謳われている。その意味では、社会ニーズへの対応等が一層求められており、施設供用・利用者支援の充実による産学連携の推進、広報・アウトリーチ活動の強化による社会への発信機能、国際的な協力などについて、より効果的な社会還元の方策についてたゆまぬ工夫と不断の努力を継続する。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>原子力機構予算において比較的大きな割合を占める研究施設・設備のインフラ等の在り方を見直すことで、運用経費等のコストを抑える工夫を行う。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省
見直し項目	組織形態の見直し	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	「核融合研究開発」及び「量子ビーム応用研究」の一部について分離・移管を検討しており、分離・移管を決定した場合には、あわせて組織を見直す予定。	「改革計画」を踏まえ、現在、下記の見直しを実施中。今後は見直しの効果を検証した上で更なる見直しの必要性を検討。 ○ 安全を最優先とした業務運営のための組織体制の構築。 ・ トップマネジメントによるガバナンスが有効に機能する体制【戦略企画室、安全・核セキュリティ統括部、法務監査部の設置】 ・ 機動的な事業運営のため、事業ごとに大括り化した「部門制」組織【従来の 8 研究開発部門・17 事業所等の事業を 6 部門に集約】	「核融合研究開発」及び「量子ビーム応用研究」の一部の分離・移管に伴い、事業所等についても併せて見直す予定。	該当なし

<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<p>「改革の基本的方向」を受け、上記研究分野について分離・移管を含めて検討することとしている。</p>	<p>「改革計画」の中で原子力機構のミッションを的確に達成するための組織再編を行い、「強い経営」を確立することとしている。</p>	<p>「改革の基本的方向」を受け、上記研究分野について分離・移管を含めて検討することとしている。</p>	
---	--	---	--	--

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	その他	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	「改革計画」を踏まえ、現在、下記の見直しを実施中。今後は見直しの効果を検証した上で PDCA サイクルを通じた業務の質の向上、職員の資質向上、働きがいのある職場づくりを進める。 ○組織再編や情報・マニュアル等の共有による統一的な業務運営管理体制の構築、事務手続の合理化及び標準化、職場単位の業務改善活動などによる業務運営の見直し。	政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、情報セキュリティ対策を強化するとともに、業務運営の効率的推進に必要な情報技術基盤の強化に努める。	安全を最優先とする組業務運営体制の再構築	原子力安全規制支援に係る業務の中立性及び透明性の確保、実効性の向上を図る。
上記措置を講ずる理由	「改革計画」において、従来より取り組んできた「業務効率化推進」活動を更に発展させ業務運営の更なる向上を図ることとしている。	平成 26 年 6 月 25 日に開催された情報セキュリティ対策推進会議（議長：杉田内閣官房副長官）において決定された「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」に対応するとともに、電子政府推進の取組の一環として、研究業務、事務業務の効率的推進を図る。	「改革の基本的方向」を踏まえ、対処療法的、緊急避難的な措置をではなく、組織全体として安全を最優先として効果的に業務運営を図ることとしている。	原子力規制委員会設置法等を踏まえ、原子力規制委員会としては、透明性、中立性の確保に取り組んでいるところ。平成 25 年 4 月、改正原子力研究開発機構法が施行され、新たに、原子力規制委員会が主務大臣等となったこと等から、原子力安全規制行政の技術的支援のための安全研究等を実施する組織として、同委員会と同様に、透明性、中立性を確保するとともに、当然に、実効性を向上する必要

				がある。
--	--	--	--	------

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省
見直し項目	随意契約の見直し	保有資産の見直し	自己収入の増大	官民競争入札等の導入
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、総務省において、研究開発独法における随意契約条件の見直しを行っているところであり当該随意契約条件の見直し方針に則って、機構の契約事務規程、特命クライテリアの見直しを行う。また、当該方針に則って、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画の見直しを行う。</p>	<p>「改革計画」を踏まえ、現在、下記の見直しを実施中であり、今後も不断の検討を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化宿舍(82棟 529戸)を廃止し、処分手続きに着手する。 	<p>国等による大型公募事業の継続を前提とした上で、共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、寄付金の増大、施設利用収入の増加、間接経費・受託収入等の獲得に向けた取組を継続する。</p>	<p>「公共サービス基本方針」に基づき選定された業務については、その方針内容に基づき諸手続きを実施する。</p>
上記措置を講ずる理由	<p>「基本的方針」に基づき、着実に実施する。</p>	<p>「改革計画」の中で、保有資産の売却等事業の合理化を図ることとしている。</p>	<p>政府の財源がひっ迫する中、国費への依存を抑制しつつ、社会のニーズに応えるための研究開発を推進する。</p>	<p>「公共サービス基本方針」に基づく方針内容を着実に実施する。</p>

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省
見直し項目	その他			
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	該当なし			
上記措置を講ずる理由				

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

文部科学省所管(1法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
1	日本原子力研究 開発機構 (21)	<p>● 高速増殖炉サイクル研究開発の見直し</p> <p>(1) 国民に対する十分な説明</p>	<p>「もんじゅ」の経費や研究成果の公表についての主な取組は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心確認試験の成果、ナトリウム漏えい事故から14年間の停止期間中の成果、その間に要した費用について、「原子力機構敦賀本部報告会」を3回開催し、地元で説明。また、報告会の説明資料、炉心確認試験については、ホームページに公表。 ・「第7回敦賀国際エネルギーフォーラム」にて「もんじゅからの報告—動き出した「もんじゅ」—と題しもんじゅの成果を報告。 <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖炉サイクル技術研究開発については、もんじゅナトリウム漏えい事故、六ヶ所再処理工場の建設遅れ等により開発が遅れたものの原子力政策大綱(平成17年)、エネルギー基本計画(平成22年)において、長期的なエネルギー安定供給や放射性廃棄物の潜在的有害度の低減に貢献できる可能性を有することから引き続き重要であることが示されており、これらの高速増殖炉サイクル技術研究開発の必要性をホームページを通じて広く公表。 ・もんじゅの役割・意義、予算等についてホームページに公表。
		<p>(2) 研究計画・研究成果の明確化</p>	<p>①</p> <p>下記のとおり中期計画にいつまでにどのような研究開発を行い、どのような成果を得るのか等今後の研究開発の取組方針・計画等について具体的かつ明確に示した。</p> <p>「高速増殖原型炉「もんじゅ」は平成35年(2023年)頃を目途に「発電プラントとしての信頼性実証」及び「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目的を達成することに向け、安全確保を大前提に、性能試験(炉</p>

			<p>心確認試験、40%出力プラント確認試験及び出力上昇試験（100%出力）を実施し、平成24年度（2012年度）頃に本格運転を開始することを目指す。性能試験及び本格運転を通じて得られる性能試験データ及び運転・保全に係る技術的知見に基づく研究開発を進め、実証炉に向けた技術移転への準備を行うとともに、所期の目的を達成した以降に高速増殖炉の実用化に向けた研究開発等の場として利活用するための準備を行う。」「文部科学省、経済産業省、電気事業連合会、日本電機工業会及び機構の五者で構成される「高速増殖炉サイクル実証プロセスへの円滑移行に関する五者協議会」における審議と合意を踏まえ、機構は、高速増殖炉サイクル実用化研究開発を実施する。具体的には、原子力委員会が示している安全性、経済性、環境適合性、資源利用効率及び核拡散抵抗性に係る性能目標を達成できる高速増殖実用炉と実証炉の概念設計及び関連する燃料サイクルを含めた実用化までの研究開発計画を平成27年（2015年）に提示することを目標として以下の研究開発を実施する。」</p> <p>なお、中期計画の取組状況は下記のとおり。</p> <p>「高速増殖原型炉「もんじゅ」については、「発電プラントとしての信頼性実証」及び「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目的を達成することに向け、安全確保を大前提に、平成22年度に性能試験（炉心確認試験）を実施した。</p> <p>ただし、平成23年度からは、福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策を実施するとともに、平成25年7月に施行されたシビアアクシデント対策等の新規基準、耐震信頼性の向上、敷地内破砕帯等の対応を行っている。また、保守管理上の不備について平成25年5月に原子力規制委員会から保安措置命令を受け、安全確保を第一とする自立した運営管理体制への改善に向け「もんじゅ」改革を進めている。</p> <p>高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、五者協議会での審議と合意を踏まえつつ、平成22年度末までに第1フェーズを完了し、実用炉等への適用を目指す革新技术の</p>
--	--	--	--

			<p>採否可能性等を判断するとともに2015年に向けた研究開発計画案を策定した。</p> <p>ただし、当該研究の第2フェーズへの移行を判断するための国の評価の最中、東日本大震災に伴う東電福島第一原子力発電所事故が発生し、国のエネルギー・原子力政策が見直されることとなったことから、政策が定まるまでは、技術基盤の維持及び国際協力を活用した安全設計要件の国際標準化を進めるための安全性向上に係る取組のみを実施した。</p>
		<p>(3) 事故等による研究開発の遅延の防止</p>	<p>① プロジェクト統括機能の強化を目指し、研究開発全体を俯瞰して戦略的にマネジメントを行うため、関連する部門と拠点に跨る機構全体の組織体制の見直し(平成22年4月)を行うとともに、関連部門・拠点間の協議・調整や機構全体の情報共有を図るための組織横断的な会議体を設置・運用した。また、五者協議会を通じてユーザーや施策責任者との意思疎通を図り、共通認識を五者合意文として取りまとめ・発信するなど、研究開発の実施に反映した。</p> <p>ただし、平成23年度以降は、前述のとおり高速増殖炉サイクル実用化研究開発の第2フェーズへの移行を見送っているため、当該活動は実質休止していた。</p> <p>「もんじゅ」においては、炉内中継装置落下に伴う復旧対応、東京電力福島第一発電所事故を踏まえた安全対策、新規規制基準への対応等において外部有識者の意見を取り入れる取組を行ったが、「もんじゅ」の保守管理上の不備について原子力規制委員会からの保安措置命令等を受ける事態となってしまった。平成25年5月以降、理事長の直接指揮のもと「もんじゅ・安全改革本部」を設置し、安全・安定な運営管理体制を可能とする自立的な組織・管理体制の確立を目指し、集中改革期間において、もんじゅ改革を進めている。なお、改革の進捗状況については、ホームページに公表している。</p>
		<p>● 研究施設・設備の在り方の見直し</p>	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の廃止措置については、中期計画及び年度計画で予定した項目を計画どおり進めた。 ・機能が類似又は重複する施設・設備の重点化及び集約化

			<p>においては、平成 22～23 年度にかけて、原子炉特性等の評価に使用している臨界実験装置 STACY 及び TRACY 並びに主に人材育成に使用していた臨界実験装置 TCA について、利用ニーズに合った機能を STACY に集約する取組を行った。この結果を踏まえて、平成 25 年度に原子力機構改革の検討において TCA 及び TRACY を廃止すべき施設に選定した（後述参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、平成 23 年（2011 年）の提言型政策仕分けにおいて受けた提言「利用度（稼働率）の低い研究施設の必要性を厳格に精査すべき」を踏まえ、施設の稼働率、被災状況、除染・廃炉に関する研究開発への活用等を考慮して研究施設の稼働の必要性を精査した。その結果、被災した JRR-4 の利用を一旦休止することとし、それによる JRR-4 予算の削減を平成 25 年度予算に反映した。 ・平成 25 年度には、「改革計画」の検討に伴い、各施設の重要度、機能重複の観点、高経年化の状況、必要経費等を考慮して、廃止すべき 6 施設（臨界実験装置 TCA、研究炉 JRR-4、燃料サイクル安全工学研究施設（NUCEF-TRACY）、プルトニウム研究 1 棟、A 棟（ウラン系分析・試験施設）、燃料研究棟）を選定した。 ・上記 6 施設以外の研究施設の重点化・集約化については、原子力機構改革の事業の合理化の一環として、原子力機構内に各拠点等の委員から構成する「研究施設重点化・集約化検討ワーキンググループ」を設置し検討を開始した。平成 26 年内に事業の合理化のための研究施設の重点化・集約化計画を策定する。
		<p>● 展示施設等の効率的な運営</p>	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各拠点における原子力研究開発に対する理解獲得、地域の理数科教育への支援で重要な役割を果たしている展示施設については、入館者増加、運営の効率化、支出抑制を目標とした展示施設の利用効率等の向上のため、原子力機構にて展示施設等の効率的な運営のためのアクションプランを策定し取組を行った。 展示施設を学びの場として活用するため、教育機関との連携を進め、工作教室・実験教室、イベント開催により多

			<p>数の参加をいただくなどし、対前年比 4.8%増の入館者を得ることにより理解増進活動を行った。また、展示施設の運営に当たっては、外部資金の獲得や他機関の展示物の利用、人件費の節減や消耗品費、光熱水費の徹底した見直しなどにより対前年比 5.0%の支出削減と会議室の利用及び実験教室での教材の有料化を開始し 10.7%の利用料・入館料の収入増加を図り、効率的な運営に努めた。引き続き効率化を目指した取組を行うため、平成 22 年度以降のアクションプラン策定に向けた取組を行った。</p> <p>また、5 年間での入館者、経費及び収入の総合的なポイント制による目標（5 年間で 15 ポイントの効率化）を設定し、さらなる運営経費の大幅削減や入館者増の努力を行った結果、平成 22 年度では 10 ポイント、平成 23 年度においては 22 ポイントを達成した。</p> <p>平成 23 年度においては、整理合理化の観点から展示施設（9 施設）の廃止も含めた抜本的な見直しの検討を行い、必要性の厳格な精査を行った。その結果を「見直し方針」として取りまとめ、平成 24 年 8 月末に公表した。本見直し方針では、既に平成 23 年度で展示施設としての運営を停止した「テクノ交流館リコッティ（東海）」、「アトムワールド（東海）」、「アクアトム（敦賀）」、「エムシースクエア（敦賀）」、「人形峠展示館（岡山）」の 5 施設に加え、「ゆめ地創館（幌延）」についても、立地地域との約束に基づく事業説明及び情報公開の場として用いることとし、展示施設としての運営を停止した。また、「むつ科学技術館（青森）」、「大洗わくわく科学館（大洗）」、「きつづ光科学館ふおとん（京都）」の 3 施設についても、運営の合理化努力を継続することとしている。</p> <p>・アクションプランのもう一つの取組である「リコッティのあり方の抜本の見直し」については、東海研究開発センターに「テクノ交流館リコッティ運営見直し検討会」（委員長：東海研究開発センター長代理）を平成 22 年 4 月に設置し、平成 22 年度中に 6 回検討を行った。その結果、リコッティ機能（研究開発成果の普及、情報公開、リスクコミュニ</p>
--	--	--	--

			<p>ケーション)については、1階部分に集約することで合理的かつ効率的な運営が図られることから、2～3階に「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター」を設置することで効率的な運営を進めることができるとの結論に至った。また、今後の更なる利用促進等に関する施策として、開館日の拡大、ギャラリーコーナーの有料化及び利用規制の緩和(フリーマーケットの開催場所として地元へ開放)により利用促進及び増収を図ることとした。</p>
		<p>● 自己収入の確保</p>	<p>②</p> <p>機構が保有する施設・設備を、科学技術の研究開発及び原子力の開発利用を行う大学、公的研究機関、民間企業等に適正な対価を得て利用に供している。外部利用に際しては、利便性の向上に努めるとともに、施設の特徴や有用性を説明するアウトリーチ活動等を行って新たな利用者・利用分野の開拓を図っている。</p> <p>主要な外部利用施設である試験研究炉が震災等の影響により停止しているが、その他の施設は順調に利用に供されている(平成22年度:284件、平成23年度:328件、平成24年度:373件、平成25年度:413件)。また、これまで外部利用に供してきた施設・設備以外の施設・設備についても、ニーズに応じて適宜外部利用の対象としてきており、平成25年度においては、新たに5つの装置・設備を外部利用の対象に加え平成24年度に比して、全利用件数が約9%増加するとともに、平成25年度には、平成21年度と比較して、自己収入額が22%増加した。</p>
		<p>● 分室の在り方の見直し</p>	<p>①</p> <p>8分室のうち、3分室を宿舎に転用、4分室を廃止した。具体的には青山分室(東京地区)及び夏海分室(大洗地区)は平成23年度末に廃止し、上齋原分室(人形峠地区)は平成24年度末に廃止した。土岐分室(東濃地区)、櫛川分室(敦賀地区)及び下北分室(青森地区)については、宿舎に転用することとし、土岐分室は平成23年度から、櫛川分室、下北分室は平成24年度から宿舎に転用した。また、東海分室及び阿漕ヶ浦分室(東海地区)については、阿漕ヶ浦分室を廃止し、東海分室に集約化を図った。廃止した青山分室及び夏海分室については、平成24年度に不要財産処分に係る申請</p>

				を行った結果、認可され平成 25 年度に処分した。
--	--	--	--	---------------------------

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

日本原子力研究開発機構の行う事務及び事業の位置付け

エネルギー基本計画、原子力機構改革の基本的方向等を踏まえ、原子力科学技術分野で日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)が取り組むべき目標を「中期目標」として定め、その達成に向けた取組を実施。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法(抜粋) 機構の目的

原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与。

主な政策方針

■エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)

原子力機構に関連する主な重要方針は以下の通り。

- 福島再生・復興に向けた取組
- 原子力技術・人材を維持・発展
- 放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発の推進
- 核燃料サイクル政策の推進(もんじゅ研究計画の成果の取りまとめ等)
- 高温ガス炉、核融合などの研究開発の推進 など

■原子力機構改革の基本的方向(平成25年8月 文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部)

【安全を最優先とした業務運営の考え方】○社会的使命の再確認、明確な目標設定、トップの指示・考えを共有化する仕組みの構築 ○人員配置や教育訓練のあり方の見直し ○役員の業務分担の見直し、施設の安全管理責任の明確化 等

【業務の重点化】○「東電福島第一原発事故への対応及びそのための研究開発」、「原子力の安全性向上に向けた研究開発」、「原子力の基礎基盤研究の推進とそれを支える人材育成」、「核燃料サイクルの研究開発(「もんじゅ」を中心とした研究開発)」に重点化

【「もんじゅ」の運転管理体制の抜本改革】 ○「もんじゅ」の運転管理に係る体制を抜本的に見直し、電力会社及びメーカーの英知を結集した高水準の運転管理体制を構築 等

■独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)

独立行政法人通則法の一部を改正。

・国立研究開発法人として位置付け ・中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関することを追加 ・目標設定では、課題解決型の目標設定も可能

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

我が国唯一の原子力の総合研究開発機関として取り組むべき事項に重点化

○安全確保の徹底を大前提とした業務運営・組織体制の構築を実施

○研究開発の重点化

・原子力機構の使命の再確認

- ①福島第一原子力発電所事故への対応及びそのための研究開発
 - ②原子力の安全に関する取組と核不拡散・核セキュリティに資する活動(*)
 - ③原子力の基礎基盤研究の推進とそれを支える人材の育成
 - ④核燃料サイクルの研究開発(「もんじゅ」を中心とした研究開発等)
 - ⑤放射性廃棄物処理・処分技術の研究開発
- ・事業の分離・移管の検討

○国立研究開発法人として「研究開発成果の最大化」を目指す

(※)原子力規制庁より、中立性・透明性の確保の観点等から、中期目標の事務及び事業名レベルで「原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究」を独立して記載すべきとの意見があり、「自らの原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資する活動」と二つに分離する案となり得る。

エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）原子力機構関連部分①

エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針～原子力～

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、そのリスクを最小限にするため、万全の対策を尽くす。その上で、万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任をもって対処する。
- ② 原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料問題は、世界共通の課題であり、将来世代に先送りしないよう、現世代の責任として、国際的なネットワークを活用しつつ、その対策を着実に進めることが不可欠である。
- ③ 核セキュリティ・サミットの開催や核物質防護条約の改正の採択など国際的な動向を踏まえつつ、核不拡散や核セキュリティ強化に必要となる措置やそのための研究開発を進める。

■ エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 ～原子力政策の再構築～

福島再生・復興に向けた取組

- 東京電力福島第一原子力発電所事故のような深刻な原子力事故における廃炉・汚染水対策は、世界にも前例のない困難な事業であることから、事業者任せにするのではなく、国が前面に立ち、一つ一つの対策を着実に履行する不退転の決意を持って取り組む必要がある。

原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

- 我が国は、事故の経験も含め、原子力利用先進国として、安全や核不拡散及び核セキュリティ分野での貢献が期待されており、また、周辺国の原子力安全を向上すること自体が我が国の安全を確保することとなるため、それに貢献できる高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することが必要である。
- 廃炉等に伴って生じる放射性廃棄物の処分については、低レベル放射性廃棄物も含め、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分に向けた取組を進めることを基本としつつ、処分の円滑な実現に向け、国として必要な研究開発を推進するなど、安全確保のための取組を促進する。
- 廃炉が円滑かつ安全に行われるよう、廃炉の工程において必要な技術開発や人材の確保などについても、引き続き推進していく。

対策を将来へ先送りせず、着実に進める取組

使用済燃料問題の解決に向けた取組の抜本強化と総合的な推進

- ① 高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組の抜本強化
- 地層処分を前提に取組を進めつつ、可逆性・回収可能性を担保し、今後より良い処分方法が実用化された場合に将来世代が最良の処分方法を選択できるようにする。
- 地層処分の技術的信頼性について最新の科学的知見を定期的かつ継続的に評価・反映するとともに、幅広い選択肢を確保する観点から、直接処分など代替処分オプションに関する調査・研究を推進する。
- 処分場を閉鎖せずに回収可能性を維持した場合の影響等について調査・研究を進め、処分場閉鎖までの間の高レベル放射性廃棄物の管理の在り方を具体化する。
- ② 放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発
- 放射性廃棄物を適切に処理・処分し、その減容化・有害度低減のための技術開発を推進する。具体的には、高速炉や、加速器を用いた核種変換など、放射性廃棄物中に長期に残留する放射線量を少なくし、放射性廃棄物の処理・処分の安全性を高める技術等の開発を国際的なネットワークを活用しつつ推進する。また、最終処分に係る検討・進捗状況を見極めつつ、最終処分と減容化等技術開発や、関連する国際研究協力・研究人材の育成などの一体的な実施の可能性について検討する。

エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）原子力機構関連部分②

■ エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 ～原子力政策の再構築～（つづき）

対策を将来へ先送りせず、着実に進める取組

核燃料サイクル政策の推進

①再処理やプルサーマル等の推進

- 平和利用を大前提に、核不拡散へ貢献し、国際的な理解を得ながら取組を着実に進めるため、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持する。これを実効性あるものとするため、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの推進等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行うとともに、米国や仏国等と国際協力を進めつつ、**高速炉等の研究開発**に取り組む。
- もんじゅについては、廃棄物の減容・有害度の低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点と位置付け、これまでの取組の反省や検証を踏まえ、あらゆる面において徹底的な改革を行い、**もんじゅ研究計画**に示された研究の成果を取りまとめることを目指し、そのため実施体制の再整備や新規制基準への対応など克服しなければならない課題について、国の責任の下、十分な対応を進める。

国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築

世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献

- 非核兵器国としての経験を活かして、IAEAの保障措置の強化や厳格な輸出管理を通じた**核不拡散**及び核セキュリティ・サミット等を通じた国際的な**核セキュリティ**の強化に積極的に貢献する。
- **核不拡散分野**においては、核燃料の核拡散抵抗性の向上や、保障措置技術や核鑑識・検知の強化等の分野における研究開発において国際協力を進め、核不拡散の取組を強化していくことが重要である。我が国としては、米仏等の関係国との協力の下、こうした取組を進めていく。

■ 戦略的な技術開発の推進

取り組むべき技術課題

核燃料サイクル政策の推進

- 準国産エネルギーに位置付けられる原子力については、万が一の事故のリスクを下げていくため、**過酷事故対策を含めた軽水炉の安全性向上に資する技術や信頼性・効率性を高める技術等の開発を進める。**
- **放射性廃棄物の減容化・有害度低減**や、安定した放射性廃棄物の**最終処分**に必要な技術開発等を進める。

- 水素製造を含めた多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する**高温ガス炉**など、安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発を国際協力の下で推進する。
- 国際協力で進められている**ITER計画**や幅広い**アプローチ活動**を始めとする**核融合**を長期的視野にたって着実に推進する。

原子力機構改革の基本的方向（平成25年8月文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部）

1. 原子力機構改革の経緯

- 「もんじゅ」での保守管理不備やJ-PARCでの放射性物質の漏えい事故を受け、平成25年5月28日、文部科学省に大臣を本部長とした「日本原子力研究開発機構改革本部」を設置
- 本部の下に、文部科学大臣政務官をリーダーとする「日本原子力研究開発機構改革タスクフォース」を設置し、本部の指示に基づき、外部有識者と議論し、平成25年8月8日に改革の基本的方向についてとりまとめ
- 改革の基本的方向に基づき、平成25年9月26日に原子力機構において改革計画を策定し、一年間の集中改革期間を開始

2. 日本原子力研究開発機構改革本部

本部長： 文部科学大臣	有識者： 青山 繁晴 (株)独立総合研究所 代表取締役社長
本部長代理： 文部科学副大臣、文部科学大臣政務官	井手 明彦 三菱マテリアル(株)取締役会長
副本部長： 文部科学事務次官	柘植 綾夫 日本工学会 会長
	中西 友子 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	宮野 廣 法政大学大学院デザイン工学研究科客員教授

3. 日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向性について

【安全を最優先とした業務運営の考え方】

- 社会的使命の再確認、明確な目標設定、トップの指示・考えを共有化する仕組みの構築
- 人員配置や教育訓練のあり方の見直し
- 役割の業務分担の見直し、研究開発部門と研究開発拠点のマトリックス体制の廃止・再構築 など

【業務の重点化】

- 「東電福島第一原発事故への対応」、「原子力の安全性向上に向けた研究開発」、「原子力の基礎基盤研究とこれを支える人材育成」、「核燃料サイクルの研究開発（「もんじゅ」を中心とした研究開発）」に重点化
- 量子ビーム研究及び核融合研究については、国内の他の研究機関への移管も含め、原子力機構の業務からの切り離しを検討。そのほかの業務についても、廃止や移管も含め抜本的に見直し

【「もんじゅ」の運転管理体制の抜本改革】

○「もんじゅ」の運転管理に係る体制を抜本的に見直し、電力会社及びメーカーの英知を結集した高水準の運転管理体制を構築

- <改革の3つの柱>
- ① **トップマネジメントによる安全確保を第一とする自立した運転管理体制**
 - ② **電力会社の協力の強化による運転管理体制の構築**
 - ③ **メーカー体制の見直しによる保守管理体制の強化**